

堺市公報 第293号	令和5年12月15日発行
堺市公報	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<規則>	
○堺市立町家歴史館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	
【文化観光局歴史遺産活用部文化財課】	2
○堺市高圧ガス保安法施行細則の一部を改正する規則	
【消防局予防部危険物保安課】	2
<告示>	
○地方自治法に基づく指定納付受託者の指定について	
【財政局財政部資金課】	3
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定について	
【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	3
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定について	
【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	4
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定について	
【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	7
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定について	
【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	9
<公告>	
○堺市立町家歴史館の休館日、開館時間及び利用料金について	
【文化観光局歴史遺産活用部文化財課】	10
○マンションの建替え等の円滑化に関する法律第34条第1項の規定に基づくマンション建替組合の事業計画の変更認可について	
【建築都市局住宅部住宅施策推進課】	13
○マンションの建替え等の円滑化に関する法律第34条第2項において準用する同法第14条第1項の図書の縦覧について	
【建築都市局住宅部住宅施策推進課】	13
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	14

規 則

堺市立町家歴史館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和5年12月15日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第75号

堺市立町家歴史館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

堺市立町家歴史館条例の一部を改正する条例（令和4年条例第31号）の施行期日は、令和6年3月3日とする。



堺市高圧ガス保安法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月15日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第76号

堺市高圧ガス保安法施行細則の一部を改正する規則

堺市高圧ガス保安法施行細則（平成24年規則第116号）の一部を次のように改正する。

第37条中「において読み替えて」を「（同条第5項において準用する場合を含む。）又は同条第5項において」に改める。

様式第42号中

「

高圧ガス保安法第56条 第1項 の規定に該当するため、同項の規定により下記のとおり命 第4項 を

令する。

」

「
高圧ガス保安法第56条
第1項
第4項において準用する同条第1項
第5項において準用する同条第1項
第5項において準用する同条第4項において準用する同条第1項
に
の規定に該当するため、当該規定により下記のとおり命令する。
」

改める。

附 則

この規則は、令和5年12月21日から施行する。

告 示

堺市告示第451号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年12月15日

堺市長 永 藤 英 機

堺市ふるさと応援寄附金の収納事務における指定納付受託者（指定日 令和5年11月30日）

指定納付受託者の名称	事務所の所在地
イオンフィナンシャルサービス株式会社	東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
株式会社JR東日本ネットステーション	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 アグリスクエア新宿4階

堺市告示第452号

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者として指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和5年12月15日

堺市長 永 藤 英 機

介護保険事業所番号	2776503480
事業所名称	フクロウケアー
事業所所在地	堺市北区蔵前町三丁10番52号
指定の申請者	株式会社グラウクス
主たる事務所の所在地	大阪府堺市北区蔵前町三丁10番52号
代表者名	青木隆二
指定年月日	令和5年11月1日
サービスの種類	居宅介護支援

堺市告示第453号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者として指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

令和5年12月15日

堺市長 永 藤 英 機

介護保険事業所番号	2776201663
事業所名称	ヘルパーステーションゆめ

事業所所在地	堺市東区高松29番地1 エクセルハイム102号室
指定の申請者	合同会社ゆめ
主たる事務所の所在地	大阪府堺市東区日置荘田中町151番地4
代表者名	陸野有梨
指定年月日	令和5年11月1日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2776600674
事業所名称	つなみケアステーション
事業所所在地	堺市美原区黒山425番地7
指定の申請者	株式会社華舞
主たる事務所の所在地	大阪府堺市美原区黒山425番地7
代表者名	松本康一
指定年月日	令和5年11月1日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2776402139
事業所名称	訪問介護事業所 縁楽
事業所所在地	堺市南区深阪南210 ヒルズ深阪南106号室
指定の申請者	株式会社ライフステージ
主たる事務所の所在地	大阪府大阪市中央区南船場一丁目3番9号
代表者名	早川努
指定年月日	令和5年11月1日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2776303527
事業所名称	t o m o 訪問介護ステーション

事業所所在地	堺市西区浜寺石津町西2丁6番17号
指定の申請者	メディカル朋株式会社
主たる事務所の所在地	大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目1番11号
代表者名	杉野天人
指定年月日	令和5年11月1日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2776303519
事業所名称	訪問介護ステーション ひまわり
事業所所在地	堺市西区鳳南町5丁571番地11
指定の申請者	株式会社ZAN
主たる事務所の所在地	大阪府大阪市中央区南船場四丁目11番26号 3階
代表者名	金野菜緒
指定年月日	令和5年11月1日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2766190579
事業所名称	いま訪問看護ステーション堺
事業所所在地	堺市中区深井沢町3390-2 カサディフェリーチェ202号
指定の申請者	株式会社ナースケア
主たる事務所の所在地	大阪府吹田市青葉丘南6番9号
代表者名	疋田節子
指定年月日	令和5年11月1日
サービスの種類	訪問看護

介護保険事業所番号	2776503498
事業所名称	かふえ ら・くーら貳番館

事業所所在地	堺市北区東浅香山町3丁15-15 1階101号室
指定の申請者	株式会社エタニティライフ
主たる事務所の所在地	大阪府大阪市中央区難波二丁目3番7号
代表者名	夏目栄子
指定年月日	令和5年11月1日
サービスの種類	通所介護

介護保険事業所番号	2776303535
事業所名称	t o m o 福祉用具
事業所所在地	堺市西区浜寺石津町西2丁6番17号
指定の申請者	メディカル朋株式会社
主たる事務所の所在地	大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目1番11号
代表者名	杉野天人
指定年月日	令和5年11月1日
サービスの種類	福祉用具貸与

介護保険事業所番号	2776303535
事業所名称	t o m o 福祉用具
事業所所在地	堺市西区浜寺石津町西2丁6番17号
指定の申請者	メディカル朋株式会社
主たる事務所の所在地	大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目1番11号
代表者名	杉野天人
指定年月日	令和5年11月1日
サービスの種類	特定福祉用具販売

~~~~~

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の2第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者として指定したので、同法第115条の10第1号の規定により告示する。

令和5年12月15日

堺市長 永 藤 英 機

|            |                               |
|------------|-------------------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2766190579                    |
| 事業所名称      | いま訪問看護ステーション堺                 |
| 事業所所在地     | 堺市中区深井沢町3390-2 カサディフェリーチェ202号 |
| 指定の申請者     | 株式会社ナースケア                     |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府吹田市青葉丘南6番9号                |
| 代表者名       | 疋田節子                          |
| 指定年月日      | 令和5年11月1日                     |
| サービスの種類    | 介護予防訪問看護                      |

|            |                       |
|------------|-----------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776303535            |
| 事業所名称      | t o m o 福祉用具          |
| 事業所所在地     | 堺市西区浜寺石津町西2丁6番17号     |
| 指定の申請者     | メディカル朋株式会社            |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目1番11号 |
| 代表者名       | 杉野天人                  |
| 指定年月日      | 令和5年11月1日             |
| サービスの種類    | 介護予防福祉用具貸与            |

|           |              |
|-----------|--------------|
| 介護保険事業所番号 | 2776303535   |
| 事業所名称     | t o m o 福祉用具 |



|            |                       |
|------------|-----------------------|
| 事業所所在地     | 堺市西区浜寺石津町西2丁6番17号     |
| 指定の申請者     | メディカル朋株式会社            |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目1番11号 |
| 代表者名       | 杉野天人                  |
| 指定年月日      | 令和5年11月1日             |
| サービスの種類    | 特定介護予防福祉用具販売          |

~~~~~

堺市告示第455号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者として指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和5年12月15日

堺市長 永藤英機

介護保険事業所番号	2796500292
事業所名称	北花田Nexusリハビリデイサービス
事業所所在地	堺市北区北花田町一丁50番2号
指定の申請者	株式会社EXPAND-AID
主たる事務所の所在地	大阪府堺市北区百舌鳥西之町二丁228番地5
代表者名	細川也佑浩
指定年月日	令和5年11月1日
サービスの種類	地域密着型通所介護

公 告

堺市公告第720号

堺市立町家歴史館条例（平成21年条例第24号）第27条第2項及び第28条第1項第2号の規定に基づき、堺市立町家歴史館の休館日、開館時間及び利用料金を指定管理者が定めたので、同条例第27条第3項（同条例第28条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公告する。

令和5年12月15日

堺市長 永 藤 英 機

1 休館日

火曜日（祝日・休日の場合は、翌平日）及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

なお、天災、感染症拡大その他やむを得ない事由があるときは臨時休館することがある。

2 開館時間

午前10時から午後5時まで

3 町家歴史館山口家住宅（貸室利用時間）

主屋 午後6時から午後9時まで

西土蔵及び北土蔵 午前10時から午後5時まで

4 利用料金

別紙のとおり

5 適用日

令和6年3月3日

別紙

1 入館料

(単位 円)

区分		入館料	
		個人	20人以上の団体
中学生以下の方、堺市の区域内に住所を有する65歳以上の方並びに障がいのある方及びその介助の方		無料	無料
上記以外の方	町家歴史館山口家住宅	200	160
	町家歴史館清学院	100	80
	町家歴史館井上関右衛門家住宅	500	400
	町家歴史館山口家住宅及び町家歴史館清学院	250	200
	町家歴史館山口家住宅及び町家歴史館井上関右衛門家住宅	600	480
	町家歴史館清学院及び町家歴史館井上関右衛門家住宅	550	440
	町家歴史館山口家住宅、町家歴史館清学院及び町家歴史館井上関右衛門家住宅	700	560

2 貸室使用料

区分	単位 (時間)	使用料 (円)
山口家住宅 主屋	1	15,940

備考

- 1 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき、又は物品の展示販売その他営利を目的とする行為を行うときは、この表に定める使用料の5割を当該使用料に加算する。
- 2 許可を得て、「3 町家歴史館山口家住宅 (貸室利用時間)」に定める使用時間を超過し、又は繰り上げて使用するとき、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間 (1時間未満の時間は、1時間とみなす。)につき、この表に定める使用料 (前項の規定を適用する場合にあっては、同項の規定により算定した加算額を当該使用料に加算した額とする。)を徴収する。

(単位 円)

区分	使用料		
	午前	午後	全日
	10時から12時まで	1時から5時まで	午前10時から午後5時まで
山口家住宅 西土蔵	1,030	2,060	3,090
山口家住宅 北土蔵	1,400	2,790	4,190

備考

- 1 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき、又は物品の展示販売その他営利を目的とする行為を行うときは、この表に定める使用料の5割を当該使用料に加算する。
- 2 冷暖房装置を使用するときは、この表に定める使用料の2割を当該使用料に加算する。
- 3 許可を得て、当該区分に係る使用時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき、この表に定める使用料（前2項の規定を適用する場合にあっては、これらの規定により算定した加算額を当該使用料に加算した額とする。）の1時間相当額（10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。）を徴収する。

3 貸室利用に係る附属設備使用料

区分	品名	数量	使用料 (円/時間)
山口家住宅 主屋	マイクセット	1式	100
山口家住宅 西土蔵及び北土蔵	テレビ及びDVD プレイヤー	1式	100

備考 この表において使用料を規定していないものに係る使用については、市との協議により定める。



堺市公告第721号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第34条第1項の規定に基づき、次のマンション建替組合の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年12月15日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 組合の名称
下野池第2住宅マンション建替組合
- 2 施行マンションの名称及びその敷地の区域
 - (1) 名称
下野池第2住宅
 - (2) 敷地の区域
堺市北区長曾根町545番33及び545番34
- 3 施行再建マンションの敷地の区域
堺市北区長曾根町545番33の一部
- 4 事業施行期間
令和5年7月14日から令和9年11月まで
- 5 事務所の所在地
堺市北区長曾根町545番地
- 6 設立認可の年月日
令和5年7月14日
- 7 事業計画の変更認可の年月日
令和5年12月6日

堺市公告第722号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第34条第2項において準用する同法第14条第1項の図書を、同法第34条第2項において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、同法第38条第6項又は第81条の公告の日まで公衆の縦覧に供するので、マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成14年

政令第367号) 第2条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年12月15日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 縦覧の図書
下野池第2住宅マンション建替事業の施行マンションの名称等を表示する図書
- 2 縦覧の場所
堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館14階
堺市建築都市局住宅部住宅施策推進課
- 3 縦覧の時間
午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時30分まで
ただし、堺市の休日に関する条例（平成2年条例第20号）第2条第1項に規定する休日を除く。

~~~~~

堺市公告第723号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年12月15日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域  
堺市東区大美野153番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府堺市東区日置荘田中町251番地  
森 スエ子